

2018年5月29日
京都ホテルオークラ

京都市宿泊税のお知らせ

京都市の宿泊税が、2018年10月1日のご宿泊から課税されます。
京都ホテルオークラにご宿泊される際、宿泊税をご負担いただくようになります。

【宿泊税】

宿泊料金	税額
20,000 円未満	200 円
20,000 円以上 50,000 円未満	500 円
50,000 円以上	1,000 円

- ・ 宿泊税における宿泊料金とは、食事料金等を含まない、素泊まりの料金をいいます。
- ・ 宿泊税の課税率は、宿泊料金 1 名様 1 泊ごとに課税となります。
- ・ インターネットでご予約いただく場合、表示される合計金額に宿泊税は含まれておりませんので、別途お支払いいただく必要がございます。

【宿泊料金に含まれるもの】 課税対象となるもの

- ・ 素泊まりの料金
- ・ 素泊まりの料金にかかるサービス料

【宿泊料金に含まれないもの】 課税対象外となるもの

- ・ 消費税等の額に相当する金額
- ・ 宿泊以外のサービスに相当する料金
(例) 食事、冷蔵庫の飲料、会議室、結婚式、宴会、エステ、フィットネス、
クリーニング、電話、駐車場等

詳しくは、京都市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000232119.html>